

宇陀市監査委員告示第1号

令和6年度定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和 7年 3月28日

宇陀市監査委員 籠谷 順司

宇陀市監査委員 松浦 利久子

- 1 監査の種類  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査
- 2 監査の期間  
令和6年11月11日から令和7年3月27日まで
- 3 監査の実施日及び監査対象部署  
下記の監査対象部署において、主として令和6年4月1日から令和6年9月30日までに執行された事務について監査を行った。

実施年月日	監査実施部署
令和6年11月11日（月）	総務部 税務課
令和6年11月18日（月）	市長公室 行政経営課 健康福祉部 健康増進課
令和6年11月19日（火）	農林商工部 商工産業課 市民環境部 環境対策課
令和6年11月22日（金）	農林商工部 観光課
令和6年11月27日（水）	建設部 建設課 建設部 公営住宅課
令和6年11月28日（木）	健康福祉部 こども未来課
令和6年12月2日（月）	教育委員会 室生中学校
令和6年12月4日（水）	総務部 菟田野地域事務所地域市民課 市民環境部 宇陀市人権交流センター
令和6年12月6日（金）	健康福祉部 榛原北保育園 教育委員会 中央公民館
令和6年12月13日（金）	介護老人保健施設事業
令和6年12月23日（月）	政策推進部 政策推進課
令和6年12月26日（木）	宇陀市立病院事業
令和7年1月14日（火）	教育委員会 教育総務課 教育委員会 菟田野小学校
令和7年1月15日（水）	教育委員会 榛原東幼稚園
令和7年1月22日（水）	総務部 総務課

- 4 監査の方法  
監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているか、合規性・経済性・効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうかを、あらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行う。また、必要に

応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、「令和6年度定期監査のテーマ」として、予算執行は計画的かつ正確に行われているのか、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金等の交付に関する事務
- (5) 財産（施設・備品等）の管理事務
- (6) その他の事務

## 5 監査の結果

監査の結果、予算執行における財務に関する事務及び事業の管理並びに行政事務の執行は、おおむね適正に行われているものと認められた。しかし、財産台帳において登記日が記載されていないものが多く見受けられた。備品台帳においても、整理されていない部署があり、また、棚卸がされていない部署が多くみられた。財産台帳等の整理にあたっては十分に注意されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりであるが、改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨をすみやかに通知されたい。

### (1) 収入に関する事務

所属名	区分	定期監査結果
宇陀市人権交流センター	注意	生活資金貸付元利収入について聞き取りを行ったが、債務者の所在確認・臨戸面談・督促状や催告状送付などの定期的な徴収手続を確認できなかった。徴収を行えず、将来的にも徴収不能との判断にある事案については、最終的な処理も念頭に対処されたい。

### (2) 支出に関する事務

検査・検収の証跡の不備や、請求書の宛名、住所の誤記載等不適正な事務処理が見受けられた。過去から何度も同様の不備が発生しており、その都度指摘してきている。有効な対策を講じられたい。

(3) 契約に関する事務

所属名	区分	定期監査結果
税務課	良	前回の定期監査の指摘を受けて、見積り依頼は、必ず依頼した記録を残すようにし、文書で依頼することを基本としている。
商工産業課、健康増進課、観光課、公営住宅課、こども未来課、菟田野地域事務所地域市民課、宇陀市人権交流センター、中央公民館、教育総務課、市立病院、介護老人保健施設	注意	随意契約の理由書の無いものが散見された。
市立病院	指摘	契約書に収入印紙が貼られていないものが散見された。
市立病院	注意	地方公営企業法施行令は令和6年4月1日に一部改正されていたが、随意契約の理由書に法令改正前の条項が記載しているものが散見された。
介護老人保健施設	注意	契約書の収入印紙の消印がないものが見受けられた。 見積書の日付が入っていないものが見受けられた。 負担行為の決裁に公印使用承認印がないものが散見された。 紙おむつの調達、寝具、タオル等の賃貸について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき見積合せにより随意契約しているが、年間のトータルの金額を考慮すると、入札すべきである。
公営住宅課	注意	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、一者見積もりによる随意契約となっているものについて、事案が発生してから修繕等までの期間や性質を考慮すると複数者の見積り、または入札とするべきものがあつた。修繕については、業者選定も含めて要綱の作成

		等ルール作りを検討されたい。
教育総務課	指摘	スクールバスの修理について、委託先との契約では、20万円を超える金額については両者協議とあり、その協議記録を求めたが示されなかった。必要な手続きについては、適切に履行されたい。
教育総務課、 こども未来課、菟田野地域事務所地域市民課、宇陀市人権交流センター、商工産業課、観光課、室生中学校、榛原北保育園、中央公民館、政策推進課、菟田野小学校、榛原東幼稚園	注意	競争入札や随意契約における手続きについて、書類の名称や用語等に誤りがあると思われるものがあつた。(見積書を徴取した際の書類が開封録ではなく開札録になっている、見積競争入札←単なる見積合わせと思われる という存在しない用語が使われている等)見積書の徴取は、入札ではないということを再度認識していただきたい。

(4) 補助金等の交付に関する事務について

所属名	区分	定期監査結果
室生中学校	良	補助金に対し、学期毎で適切に確認されている。

(5) 財産（施設・備品等）の管理事務

財産の管理について

所属名	区分	定期監査結果
行政経営課、健康増進課、商工産業課、環境対策課、観光課、こども未来課、菟田野地域事務所地域市民課、宇陀市人権交流センター、中央公民館、政策推進課、教育総務課、総務課	指摘	毎年度、公有財産台帳の整理を指摘しているところであるが、公有財産台帳の整備状況を把握するため、台帳の提出を求めたところ、一部の部署で台帳は整備されているものの、管理施設の登記時期や取得理由が記載されていない台帳が見受けられた。適正に管理し有効に活用するためにも、必要な情報を入手し、計画的に台帳整備に努められたい。

備品の管理について

所属名	区分	定期監査結果
税務課、行政経営課、健康増進課、商工産業課、環境対策課、観光課、公営住宅課、こども未来課、菟田野地域事務所地域市民課、宇陀市人権交流センター、中央公民館、政策推進課、教育総務課、総務課	指摘	備品台帳の提出を求めたところ、備品管理要綱（平成21年宇陀市訓令第13号）に基づき、おおむね適正に備品管理が行われていることが確認できた。 しかし、機構改革等により新設された部署では、備品台帳未作成を確認した。 一部で備品台帳の整備はされているものの、備品台帳と現有備品の照合（棚卸）を実施していない部署もあった。 また、棚卸を実施しているが、台帳に棚卸実施日や実施者、完了確認者の記載漏れがあった。棚卸実施の確認ができなかった部署もあり、棚卸の実施を強く求める。
室生中学校 菟田野小学校	良	棚卸を以前より夏休みを利用し実施している。会議等で備品台帳様式を統一し、報告を行っている。